

# 幕別町消費者被害防止

## ネットワークニュース

第3号 平成28年6月1日

発行：幕別町消費者被害防止  
ネットワーク事務局  
(幕別町消費生活センター)  
連絡先：0155-55-5800  
設立：平成27年12月18日

### 相談時間を延長し、相談しやすくなりました！

平成28年4月1日より「消費生活センター」に名称を変更し、相談時間を9時～16時に延長しました。また、第1・3・5水曜日は、19時まで札内相談室で相談を受け付けています。(電話も19時まで受付)商品・サービスの契約に関して、少しでも「おかしいな？」と感じたら、すぐに消費生活センターにご相談ください。町民の方なら誰でも無料で相談できます。

また、消費生活センターでは、消費生活相談員が悪質商法や特殊詐欺の具体例や対処法などをお話する「出前講座」を行っています。町内会や老人クラブの集まり、社員研修などでぜひご利用ください。詳しい講座内容・申込につきましては、役場政策推進課政策推進担当(54-6610)にお問い合わせください。

#### 【相談例】

- ◆ 身に覚えのない請求メールがきた。
- ◆ ネット通販でトラブルになった。
- ◆ 一人暮らしの親が大量の布団や健康食品を購入していた。
- ◆ 勧誘の電話がしつこく何度もかかってくる。
- ◆ 強引な訪問販売で仕方なく契約してしまった。
- ◆ 宣伝講習販売の会場で、雰囲気や飲まれてつい契約してしまった。
- ◆ ある食品に異物が混入していた。
- ◆ ある製品を使ってケガをした。
- ◆ 動画を見ていたら、いきなり高額な利用料を請求された。
- ◆ 注文していない健康食品が届いた。
- ◆ 多重債務で悩んでいる。 など



©KANAGAWA2013

### 特殊詐欺警報 発令中!!

4月に帯広署管内で4件380万円の「還付金詐欺」が連続発生し、4月21日「特殊詐欺警報」が発令された。また、発令当日にも1件発生し、4月の被害は計5件480万円になっている。警報は5月4日までとなっているが、還付金詐欺以外にも「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「金融商品取引詐欺」などさまざまな詐欺が蔓延しているため「一人で決めない」心かきを。

●還付金詐欺の特徴は、

◆電話で市役所や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金の還付金があると言って、スーパーやコンビニなどのATMに誘導される。

◆「お金が返ってくるので、携帯電話を持ってATMに行くように」指示される。

●誰にも相談させる余裕を与えないように「今日中が還

付期限だ」と急がせるのも手口です。還付金がATMで支払われることは絶対にありません。

●このような電話があったら、相手の説明を疑い、すぐに警察や消費生活センター等にご相談ください。

#### 最近の話題

#### 国民生活センター「見守り新鮮情報」より

#### 見守り 新鮮情報

第217号



自宅に市の福祉事務所を名乗って電話があり、「医療費を還付する案内のはがきを送っているが、届いていないか」と言われた。「届いていない」と答えると、「こちらで受け付けている。近くのコンビニに行って、ATMの前から指定の電話番号へ連絡するように」と指示された。コンビニから連絡し、指示されるままにATMを操作したが、出てきた明細を見ると、約100万円を振り込んだことになっていた。

(60歳代 男性)

#### 医療費などの 還付金詐欺に注意!

## 最近の相談事例

幕別町消費生活センターから

どうしよう～



### Question (質問)

アルバイトを探し、携帯電話を契約する仕事をした。簡単だし違法ではないと説明され、自分の名義で指定の機種3台を契約した。購入後、業者に携帯電話を渡したが、アルバイト代が払われず、業者と連絡もとれなくなった。

### Answer (回答)

携帯電話の支払いについては、名義人に義務があります。もし、自分の名義の携帯電話を他人に渡し、使ってしまったら、被害の拡大を防ぐため、すぐに携帯電話の販売会社に連絡して利用停止の手続きをとること、また、振り込め詐欺やヤミ金融の督促行為など犯罪に利用される可能性もあることから警察にも申し出ておくことも必要です。**契約者である相談者本人も犯罪に加担したとして責任を問われる恐れもあります。**

携帯会社からみると、契約の相手は名義人であり、通話料などの料金は名義人に対して請求されます。アルバイト先の業者が「料金は会社が払う」「請求書の送り先の住所は会社にするように」などと説明されても、業者と連絡が取れなくなった場合は、名義人である相談者が料金を請求されます。契約書に自分の名前を書いたら、実際に自分が携帯電話を使っていなくても、料金は自分で支払わなくてはなりません。また、携帯電話を解約しようとしても、複数年契約を継続することで割引になる料金プランを設定していた場合、解約の際は解約料を支払う必要があります。

もし、機器代金の分割払いが延滞になると今後相談者は、携帯電話契約ができなくなる可能性もあります。機器代金が未納の状態では他者へ譲渡することは、携帯電話会社との契約違反になります。

携帯電話を契約するだけで、自分には何の負担もなく、高額な報酬がもらえる等といううまい話はありません。**このような契約は絶対にしないことです。**



## ネット スマホ 光回線

携帯電話契約や光インターネット契約時のトラブルが多いことに対して、2016年5月21日より「電気通信事業法等の一部を改正する法律」がスタート。

解約したい理由は、「電波が届かない」「契約時のハナシと違う」などいろいろあります。現状では、解約金や2年縛りなど、解約するにはいろいろと制約があるため、店舗とトラブルに発展するケースが多く、このケースに対応すべく改正が行われました。

具体的には、

- ◆契約書面を受け取ってから8日間は事業者の同意なく解除できる「初期契約解除制度」の導入。
- ◆料金や解約条件などを明記した書面を利用者に交付義務。
- ◆高齢者など配慮が必要な利用者には、契約条件などをわかりやすく説明する義務。
- ◆契約の自動更新の際は利用者に事前通知する義務。
- ◆契約の重要事項について事実でないことを告げる行為の禁止。
- ◆勧誘を断った利用者への再勧誘を禁止。



注意点として、すべての契約が解約できるわけではありません。

携帯端末本体の契約は原則対象外。使いたいが使えない状況や契約時の不備に対する救済処置と考えて、契約者本人も理解できるまで説明を十分に聞くことが重要です。

## 幕別町消費生活センター

電話番号：0155-55-5800  
相談時間：午前9時～午後4時  
(札内は第①③⑤水曜午後7時迄)

### 幕別相談室

火・木曜日  
役場1階相談室  
(正面玄関右手)

### 札内相談室

月～金曜日  
札内福祉センター  
(電話相談も担当)

### 忠類相談室

第②④水曜日  
忠類コミュニティセンター